



住宅改修費支給 ※介護保険

お問い合わせ	総合ケアセンター 介護保険担当 住 所 本別町西美里別6番地15 電 話 0156-22-8520 F A X 0156-22-6811 営業日時 月～金 8:30～17:15
概 要	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をする際、20万円を上限に改修費の一部が介護保険から支給されます。 ※事前の申請が必要です。
対 象	介護保険の要介護認定で、要支援1・2または要介護1～5と認定されている人
対象となる改修	<ul style="list-style-type: none">・廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すり設置・段差解消のためのスロープ設置・滑り止めなどのための床または路面の材料の変更・引き戸などの扉の取り換え・洋式便所などへの便器の取り換え・上記の改修に伴って必要となる工事 ※対象とならない場合もあるため、必ず事前にご確認ください。

本別町住宅改修支援事業

本別町では、建築士（建築士会）・理学療法士・ケアマネジャー・福祉担当者などによる住宅改善支援チームがご自宅を訪問し、高齢者の身体状況・経済状況などを考慮しながら無料で住宅改修の相談、費用の見積もり、施工方法の助言などを行っています。

【お問い合わせ】

本別町総合ケアセンター 高齢者福祉担当
電話 0156-22-8520

